



高齢者肺炎球菌予防接種について

＜肺炎球菌感染症とは？＞

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

1. 肺炎の予防について

肺炎を予防するには、細菌やウイルスが体に入りこまないように人が多く集まる場所から帰ってきたときには手洗い・うがいを心がけましょう。アルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的です。普段からの健康管理も重要なため、栄養と睡眠を十分にとり、体の抵抗力を強めることも効果的です。

2. 高齢者肺炎球菌予防接種の有効性

肺炎球菌には、100種類以上の血清型があり、定期接種で使用される沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）（※1）は、そのうち20種類の血清型を対象としたワクチンであり、この20種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症（※2）の原因の約5～6割を占めるという研究結果があります。また、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）は、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の3～4割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※1 令和8年度から、定期接種で用いるワクチンが23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）から、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）に変更になりました。

※2 侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

3. 予防接種の副反応

ワクチン接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、ショック・アナフィラキシー、痙攣（熱性痙攣含む）、血小板減少性紫斑病がみられることがあります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

発現割合	主な副反応
30%以上	疼痛・圧痛* (59.6%)、筋肉痛 (38.2%)、疲労 (30.3%)
10%以上	頭痛 (21.7%)、関節痛 (11.6%)
1%以上	紅斑*、腫脹

*ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文書より厚労省にて作成

4. 接種対象者など

接種日に熊野町に住民票があり、原則一度も肺炎球菌ワクチンを接種したことがない以下の人が対象です。

- (1) 接種日時点で **65 歳** の人
- (2) **60 歳～64 歳** で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に身体障害者手帳 1 級相当の障害を有する人

予防接種を受けることは義務ではなく、ご本人が接種を希望する場合にのみ予防接種を行います。接種を受けるご本人が同意書に署名できない場合や、正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思の確認を含め、接種適応を決定する必要があります。

5. 予防接種を受ける前に

1) 一般的注意

予防接種について、必要性や副反応、健康被害救済制度（裏面）についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に質問しましょう。予防接種の効果や副反応などについて理解した上で接種を受けましょう。

予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を担当医に伝えてください。

2) 予防接種を受けることができない人

- (1) 明らかに発熱のある人。一般的に体温が 37.5℃以上の場合を示します。
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。急性の病気で薬を飲む必要があるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。
- (3) 予防接種によって、アナフィラキシー※を起こしたことが明らかな人。
※アナフィラキシーとは、接種後約 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のこと。
発汗、顔が腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き血圧が下がっていく激しい全身反応。
- (4) 高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人。
- (5) その他、(1)～(4)に入らなくても医師が接種不適当と判断した時。

3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなければならない人

- (1) 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人。
- (2) ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人。
- (3) 他の予防接種を受けたとき、2 日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを疑う症状がみられた人。
- (4) 過去にけいれんと診断されたことがある人

4) 予防接種を受けた後の一般注意事項

- (1) 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。
- (2) 副反応の多くは 24 時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- (4) 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

裏面に続きます。

6. 予防接種の自己負担金

町内に住所を有する接種対象者は、自己負担金は3,500円です。生活保護法による被保護世帯に属する人や市町村税非課税世帯に属する人で、証明書を提出された人は、自己負担額が免除になります。

《予防接種副反応疑い報告制度》

予防接種による健康被害またはその疑いのある患者を診察した場合、医師は次の事項に注意すること。

- ① 患者または家族から詳しく問診し、既往疾患を確実に記載する。
- ② 主要症状について確実に把握し、詳細を記載する。
- ③ 予防接種法に基づく報告基準に該当する臨床症状のあった場合は、直ちに「予防接種後副反応疑い報告書」を用い、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告する。なお、健康被害者の個人情報の取扱いには十分注意すること。
- ④ 本制度は予防接種との因果関係の有無に関係なく予防接種後に健康状況の変化をきたした症例について報告を行うものであり、これらの症例の中には、予防接種との関連性が考えられない偶発事象等も含まれているため、後述する「予防接種健康被害救済制度」と直接結びつくものではない。

《予防接種健康被害救済制度》

予防接種による健康被害者からの健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、町長は健康被害に対する給付を行う。給付内容の種類は以下のとおり。

医療費及び医療手当 (医療手当のみの請求も可)	予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用およびその入院通院等に必要な諸経費を支給。(入院を要すると認められる場合に必要程度の医療に限る。)
障害年金	予防接種を受けたことにより一定の障害の状態にある18歳以上の者に支給。
遺族年金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合にその遺族に支給。
遺族一時金	予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者又は同一生計の遺族に支給。
葬祭料	予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に支給。

※ B類疾病の請求期限

医療費：当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から5年。

医療手当：医療が行われた日の属する月の翌月の初日から5年。

遺族年金、遺族一時金、葬祭料：死亡の時から5年。ただし、医療費、医療手当又は障害年金の支給の決定があった場合には2年。